

世田谷区養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等に対し、養育費の取決めに関する公正証書作成等にかかる費用を助成することにより、養育費の取決めを促進するとともに、取り決めた文書の債務名義化により継続した養育費の確保、ひとり親家庭の経済状況の安定化及び自立による福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「養育費」とは、経済的・社会的に自立していない子が自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費等をいう。

(対象者)

第3条 養育費の取決めに関する公正証書作成等の助成金（以下「助成金」という。）の対象（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 世田谷区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する者（配偶者からの暴力等を理由に避難し、区に住民票を移していない者を含む。）

(2) 養育費の取決め対象となる子（以下「子」という。）を現に扶養しているひとり親又は離婚協議中であって離婚後に子を扶養する予定の者

(3) 養育費の取決めに関する公正証書（強制執行認諾条項付きのものに限る。）、調停調書、判決書等の債務名義（令和6年4月1日以後に作成されたものに限る。以下「養育費の取決めに関する文書」という。）を作成又は取得し、かつ、次条に規定する対象費用を負担した者

2 前項の規定にかかわらず、対象となる養育費の取決めに関する文書について、既に他の自治体において同様の事業による助成金等の交付を受けている場合は、対象者としな

(対象費用及び助成金の額)

第4条 助成金の対象となる費用は、養育費の取決めに要する費用のうち、次に掲げる費用（以下「公正証書作成等費用」という。）とする。

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
- (2) 家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代、戸籍証明書等添付書類取得費用及び連絡用の予納郵便切手代
- (3) 家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代、戸籍証明書等添付書類取得費用及び連絡用の予納郵便切手代

2 助成金の額は、対象者が負担した公正証書作成等費用の全額と43,000円を比較して少ない方の額とする。

3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（交付申請兼請求）

第5条 区長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、養育費の取り決めに関する文書の作成日から6か月以内に、世田谷区養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）及び次の各号に掲げる添付書類を提出させるものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（第3条第1号に規定する配偶者からの暴力等を理由に避難し、区に住民票を移していない者にあつては、区長が指定する書類）
- (2) 申請者の扶養している子どもの戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書
- (3) 交付対象となる費用の領収書等の写し（申請者が負担した費用に限る。）
- (4) 養育費の取決めに関する文書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 区長は、前項各号に掲げる添付書類については、公簿等で確認できる場合にあつては、その提出を省略することができる。

（留意事項）

第6条 区長は、前条第1項の規定により提出された同項第3号に掲げる添付書類について、次に掲げる事項が記載されていることを確認するものとする。ただし、郵便局及び官公署が発行する領収書については、一部の事項の記載がない場合であっても、正規の領収書とみなして取り扱うものができるものとする。

- (1) 宛先
- (2) 領収年月日
- (3) 領収金額
- (4) 取引内容（ただし書）

(5) 領収者の住所、氏名及び領収印

2 区長は前条第1項の規定により提出された同項第4号に掲げる添付書類に、次に掲げる事項が掲載されていることを確認するものとする。

(1) 養育費の取決め

(2) 強制執行認諾条項（公正証書に限る。）

(交付決定)

第7条 区長は、第5条の規定による申請があったときは、前条の規定による確認後、提出のあった申請書兼請求書及び添付書類について速やかに審査を行い、交付の可否について世田谷区養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成金審査結果通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(支払い)

第8条 区長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、速やかに当該決定に係る助成金を支払うものとする。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第9条 区長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、世田谷区養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成金交付決定取消通知書（第3号様式）により交付決定を受けた者に通知する。

3 区長は、第1項により取り消しをした場合において、既にその取り消しに係る部分の助成金が交付されているときは、交付決定を受けた者に対し、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、子ども家庭課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。